

業務委託契約書（フリーランス）

委託者〇〇〇〇（以下「甲」という）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という）は、〇〇〇業務（以下「委託業務」という。詳細は第2条に定める）の委託にあたり、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（総則）

- 甲は、本契約に定めるところに従い、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 本契約に定める業務委託は、請負契約とする。

第2条（委託業務）

委託業務について、次のとおりとする。

- 委託期間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 委託業務内容
乙は、以下の全ての成果物を完成させ、委託期間内に甲へ納品することを請負う。
①〇〇〇〇
②〇〇〇〇
③...
- 納品方法
乙は、すべての成果物が完成したときは、甲所定の方法で甲へ通知するものとする。甲は、当該通知を受けた時から〇日以内に成果物の検査を行うものとする。この検査に合格した場合、乙は成果物を甲へ引き渡すものとし、これをもって納品の完了とする。
なお、検査に不合格となった場合には納品は完了せず、甲は乙へ不合格の理由を説明し、乙は成果物の修正が完了した際に改めて甲へ通知を行い、再検査を受ける。
- 善管注意義務
乙は、委託業務に関して、善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを遂行するものとする。
- 遂行状況の報告
乙は、甲からの求めに応じて委託業務の遂行状況を都度報告するものとする。
- 委託業務の変更
委託業務を変更する場合は、事前に相手方と協議の上、書面によって変更を合意するものとする。
- その他の条件
〇〇〇〇

第3条（委託料の支払い）

- 委託業務に関する委託料は、金〇〇〇円（消費税を除く）とする。ただし、委託料の発生は、委託業務に記載の成果物すべてが、委託期間内に甲へ納品されることを条件とする。
- 乙は、委託期間満了の翌月〇日までに委託料を請求し、甲は、乙からの請求に基づき、請求書受領日の翌月〇日までに乙が指定する銀行口座への振込によって委託料を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 委託料には、委託業務にかかる一切の報酬に加え、費用（国内外の通信費、出張

旅費・宿泊費を含む)を含むものとする。ただし、委託業務の遂行のために必要となる乙の出張旅費・宿泊費等の諸費用は、予め乙が甲に申し出て甲が承諾したものに限り甲の負担とする。

第4条 (関係法令の遵守等)

1. 乙は、委託業務の遂行にあたって自らに適用のある関連する諸法令・諸規則を遵守し、これに従わなければならないものとする。
2. 仮に乙による委託業務の遂行にあたって諸法令・諸規則に違反したことが判明した場合には、乙は直ちに甲へその旨および内容を報告し、対応を甲と協議するものとする。
3. 甲が乙に提供する委託業務の遂行に必要な資料もしくは情報に誤りがあった場合など、甲の責に帰すべき事由のために委託業務の進捗またはその内容に支障が生じたときは、乙は、これらに対して責任を負わない。

第5条 (代理、再委託)

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾なく、甲の商号若しくは商標を利用してはならない。また、乙は、いかなる場合においても甲の代理人かのごとく振舞わずかつ第三者と契約行為をなさないものとする。
2. 乙は、委託業務の遂行にあたり、甲の事前の書面による承諾を得ることを条件として、第三者に委託業務の全部または一部を再委託できるものとする。ただし、乙は、本契約における乙の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の責により発生した損害について、乙は甲に対してその責を負うものとする。

第6条 (知的財産権等の帰属)

1. 乙が委託業務を遂行する過程で得られた発明、考案、意匠、著作物に関する知的財産権は、すべて甲に帰属するものとする。
2. 前項に定める知的財産権の帰属に関する対価については、第3条第1項に規定する委託料に含むものとする。
3. 委託業務の成果物が所有権の対象となる場合には、その権利は第2条(3)の引渡しと同時に乙から甲へ移転するものとする。

第7条 (第三者からの申立て)

1. 乙は、委託業務の遂行にあたって第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害してはならないものとする。
2. 乙が、第三者から何らかの請求・異議等を申し立てられ、または訴訟を提起された場合には、甲は、乙の要請に応じて、当該申立て等の調査解決について乙に協力する。
3. 前項の第三者からの申立て等が、甲の責に帰すべき場合には、甲は乙が当該申立て等を解決するために要した合理的な費用を負担するが、それ以外の場合には、乙の負担とする。

第8条 (営業秘密)

1. 甲及び乙は、委託業務に関して知りえた相手方の営業秘密を善良なる管理者としての注意義務をもって管理するものとし、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、営業秘密を第三者に漏洩し又は開示してはならず、また、委託業務以外の用途に使用してはならないものとする。ただし、次の各号に該当するものは営業秘密にあたらぬものとする。

なお、本契約において、営業秘密とは、委託業務に関して知り得た相手方の技術上・営業上・経営上の一切の情報のうち、相手方から文書等で開示されたものについては秘密である旨の表示がされた情報、口頭によって開示されたものについては開示者により開示時に営業秘密である旨告知され、かつ開示後〇〇日以内に書面で当該情報が秘密である旨が明示された情報をいうものとする。

- (1) 相手方から知得する以前に既に所有していたもの
 - (2) 相手方から知得する以前に既に公知となっていたもの
 - (3) 相手方から知得した後に、自己の責に帰し得ない理由により公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に知得したもの
 - (5) 相手方の営業秘密を使用することなく自ら開発若しくは取得したもの
2. 前項の定めにかかわらず、甲または乙は、法令、政府機関または司法機関の命令により開示が要求された営業秘密を、その要求された目的及び必要の範囲に限り開示することができる。ただし、緊急若しくはやむを得ない場合を除き、その開示に先立って相手方に対して通知するものとする。
 3. 甲及び乙は、本契約の終了後に相手方の要請を受けた場合、それまでに相手方から入手した一切の営業秘密（これが記録された紙面などの有形物、電磁的データなどの無形物を含む）を返還又は廃棄するものとする。
 4. 前項の場合において、複製・複写・電子化された営業秘密がある場合には、受領当事者の責任により複製・複写・電子化された営業秘密を廃棄するものとする。
 5. 甲および乙は、委託業務及び本契約の内容や存在についても、営業秘密と同等に取り扱うものとする。

第9条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反したことによって、または、本契約に要求される義務を履行しなかったことによって損害を被った場合には、その被った損害（民法第416条各項に定める範囲とする）を、本契約の委託料相当額を上限として賠償することを相手方に求めることができる。ただし、相手方の故意または重過失に起因する場合、および、前条違反の場合については、当該上限の定めを適用しないものとする。

第10条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、その是正を書面で催告したにもかかわらず、〇日以内にその違反が是正されなかった場合には、その後何らの催告手続きも要せずに本契約を解除できるものとする。
2. 甲及び乙は、相手方に次の各号に該当する事由のいずれかが生じた場合には、何らの通知または催告を要せずに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき
 - (3) 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
 - (5) 前各号に準ずる経営を著しく困難とする事項が生じたとき
3. 前二項の定めにより本契約が解除された場合、解除した当事者は、これによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。なお、この場合の損害賠償の諸条件は前条に従う。

第11条（権利義務の譲渡の禁止）

甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約上の地位又はこれに基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡その他の処分をしてはならないものとする。

第12条（契約有効期間）

1. 本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日より、令和〇年〇月〇日までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、第6条（成果及びその帰属）、第8条（秘密保持）、第7条（第三者からの申立て）、第9条（損害賠償）、第11条（権利義務の譲渡の禁止）、第15条（協議）、第16条（準拠法）、第17条（裁判管轄）、及び本条の規定は、有効期間終了後もその効力を有するものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項について、相手方に対して、表明・保証するとともに、その故意・過失を問わずかかるこれに違反した場合には、本契約に基づく取引が停止されることがあり得ることを異議なく承諾する。第9条の定めにかかわらず、かかる取引停止によって生じた一切の損害は、本条の表明・保証に違反した当事者が賠償しなければならないものとする。
 - ① 自ら（その役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他の反社会的な勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、将来においてもこれに該当しないこと。
 - ② 自らが、反社会的勢力が経営を支配、又は経営に実質的に関与している法人等ではないこと
 - ③ 自らが反社会的勢力を利用していないこと
 - ④ 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - ⑥ 自ら又は第三者を利用して、不当な要求行為、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言動を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し又は信用を毀損する行為等を行わないこと
 - ⑦ 前各号に準ずる状態となり、又は準ずる行為をすること
2. 乙は、委託業務を第三者に委託する場合には、その第三者が前項各号に該当しないことを表明・保証する。

第14条（贈賄行為の禁止）

1. 乙は、本契約の履行に関連して以下の各号について同意・確約する。
 - ① 相手が公務員か否かを問わず、甲の便宜を図る目的での賄賂等を含む一切の不正な支払いをしないこと
 - ② 乙の行為により、甲が贈収賄等の禁止に関する諸法令に違反することとならないよう確保すること
 - ③ 前2号のいずれかに該当すると客観的に疑われる可能性の高い行為をしないこと
 - ④ 委託業務を第三者に委託する場合には、その第三者にも本項各号を遵守させること
2. 乙が前項各号に違反したと合理的に認められる場合、甲は本契約を解除することができる。第9条の定めにかかわらず、かかる解除によって生じた一切の損害

は、乙が賠償しなければならないものとする。

3. 乙は、委託業務を遂行する上で、顧客、取引先等又は公務員から、第1項各号に掲げるいずれかの行為を要求された場合、甲に対して速やかにその旨を報告しなければならないものとする。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上これを決定するものとする。

第16条（準拠法）

本契約の準拠法は日本法とする。

第17条（裁判管轄）

本契約に関し、甲乙間の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の証として、正本2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(甲)

(乙)